

# 特記仕様書

(全工事共通編)

令和5年8月

京都建設局

### 【更新履歴】

更新年月	項目
令和3年8月	・特記仕様書（全工事共通編）を策定しました。
令和3年10月	・施工体制台帳の記載事項を改正しました。
令和4年4月	・共通仕様書の改定に伴い改正しました。
令和4年8月	・積算基準等の改定に伴い改正しました。
令和4年11月	・共通仕様書の改定に伴い改正しました。
令和5年8月	・共通仕様書等の改定に伴い改正しました。

## 特記仕様書（全工事共通編） 目次

<b>特記仕様書（全工事共通編）に関する事務取扱要領</b> .....	1
第1条（適用） .....	1
第2条（優先順位） .....	1
第3条（読み替え） .....	1
<b>1 一般事項</b> .....	2
第1条（設計図書等の照査） .....	2
第2条（監督職員への報告） .....	2
第3条（資材及び労務等の調達） .....	2
第4条（工事の周知徹底） .....	2
第5条（現場代理人等通知及び下請負契約等の通知の変更） .....	2
第6条（ワンデーレスポンス） .....	3
第7条（総合評価方式における提案内容の履行確保） .....	3
第8条（低入札価格調査制度） .....	3
第9条（「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」の実施） .....	3
<b>2 契約に関する事項</b> .....	4
第1条（設計図書の変更） .....	4
第2条（工事の一時中止） .....	4
第3条（工事保険等） .....	4
第4条（法定外労災保険の付保） .....	4
第5条（1日未満で完了する作業の積算） .....	4
第6条（工事実績情報サービス（C O R I N S）の変更登録） .....	5
第7条（建設業退職金共済制度） .....	5
<b>3 施工管理に関する事項</b> .....	9
第1条（地下埋設物件等（架空線及び橋梁添加物件を含む。）の事故防止） .....	9
第2条（所轄警察署等の関係機関協議） .....	9
第3条（工事現場における点検） .....	9
第4条（第三者所有地内等への立入り） .....	10
第5条（近隣施工） .....	10
第6条（電子納品） .....	10
第7条（電子検査） .....	10
第8条（工事標示板の設置） .....	11
第9条（京都市水共生プランに係る広報） .....	15
第10条（工事現場における管理体制強化の再点検及び徹底） .....	15
第11条（施工体制台帳） .....	16
第12条（工事現場の現場環境改善等（率分）） .....	17
第13条（後片付け） .....	18
第14条（工事関係車両による道路汚損の防止） .....	18

第15条（工事用道路等における敷き鉄板について）	19
第16条（デジタル工事写真的小黒板情報電子化について）	19
<b>4 品質管理に関する事項</b>	<b>21</b>
第1条（無筋・鉄筋コンクリート）	21
第2条（圧縮強度試験による確認）	21
第3条（ひび割れ発生状況の調査）	22
第4条（レディーミクストコンクリート単位水量測定）	22
第5条（コンクリートの水セメント比）	22
第6条（鉄筋コンクリート構造物のスランプ等）	22
第7条（アスファルト試験の実施機関）	23
第8条（アスファルト舗装における試験の手続き）	23
第9条（アスファルト混合物事前審査認定書）	24
第10条（工事材料資料の提出）	24
<b>5 環境対策に関する事項</b>	<b>36</b>
第1条（低騒音型及び超低騒音型の使用）	36
第2条（排出ガス対策型建設機械）	36
第3条（夜間作業における騒音に係る基準の遵守）	37
<b>6 建設副産物に関する事項</b>	<b>38</b>
第1条（再生資源利用〔促進〕計画書（実施書））	38
第2条（再生資材の利用）	40
<b>7 その他共通特記事項</b>	<b>44</b>
第1条（公共事業労務費調査に対する協力）	44
第2条（京都府鴨川条例の遵守）	44
第3条（通行規制情報）	44

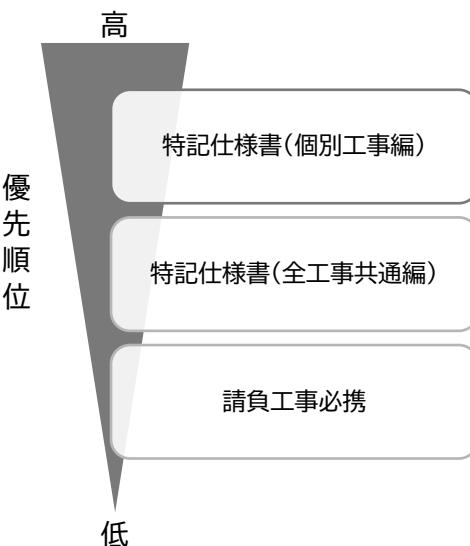
## 特記仕様書（全工事共通編）に関する事務取扱要領

### 第1条（適用）

- 1 土木工事においては、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和5年8月京都市）のほか、本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）による。
- 2 前項に定めのない事項については、各工事で定める特記仕様書（個別工事編）による。
- 3 本仕様書は、土木工事標準積算基準書（京都市建設局）を適用する工事の特記仕様書（個別工事編）に本仕様書が明記されている工事に適用する。

### 第2条（優先順位）

請負工事必携、本仕様書及び特記仕様書（個別工事編）の記載内容の優先については、特記仕様書（個別工事編）>本仕様書>請負工事必携の順とする。



<参考> 記載内容の優先順位のイメージ図（第2条関連）

### 第3条（読み替え）

土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）1－1－1－2で定義されている特記仕様書の用語の定義は、「特記仕様書（個別工事編）及び特記仕様書（全工事共通編）」と読み替えるものとする。

### 附 則

本要領は、令和5年8月10日から適用する。

## 1 一般事項

### 第1条（設計図書等の照査）

受注者は、契約後、速やかに現場状況と設計図書の内容が整合していることを照査し、その結果を監督職員に報告すること。

なお、照査は国土交通省近畿地方整備局ホームページ「設計図書の照査ガイドライン（案）」を参考に実施すること。

### 第2条（監督職員への報告）

次の項目に対しては、受注者独自の判断で施工してはならない。また、必ず監督職員に報告し、確認を受けなければならない。

- 1 設計図書に明示していない事項の処理
- 2 設計変更に係る事項の処理
- 3 地元関係者等との協議に係る事項の処理
- 4 天災、その他不可抗力による事項の処理
- 5 土地境界等に係る事項の処理

### 第3条（資材及び労務等の調達）

工事を施工するに当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

### 第4条（工事の周知徹底）

- 1 受注者は、監督職員が指示する期限内に、工事区間周辺に工事予告看板を設置するとともに、「工事のお知らせ」等のビラを配布し、関係機関・周辺住民等に工期、通行止め等規制の期間及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならない。

- 2 受注者は、夜間工事又は通行規制等(以下「夜間工事等」という。)を行う場合及び必要がある場合には、事前に監督職員の承諾を得ること。また、着手前に「夜間工事等のお知らせ」等のビラを配布し、関係機関・周辺住民等に夜間工事等の周知を図らなければならない。

なお、夜間工事のみでなく工事全般において、騒音や振動等の住民からの苦情がないように努めるとともに、苦情が発生した場合は誠意を持って受注者において処理するものとする。

- 3 上記ビラ等について、関係機関・周辺住民等へ配布後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに再配布するものとする。

なお、配布先については、監督職員と協議すること。

### 第5条（現場代理人等通知及び下請負契約等の通知の変更）

受注者は、現場代理人等（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、専門技術者）及び下請負契約等に変更が生じた場合は、速やかに契約担当課に所定の様式により通知するものとする。

## 第6条（ワンデーレスpons）

本工事は、ワンデーレスpons実施対象工事とする。

※ 「ワンデーレスpons」とは工事の無駄な手待ちをなくし、工期短縮を目指すため、受注者（現場代理人等）からの質問・質疑に対して、発注者が解決策を原則1日（翌日まで）で回答する取組である。また、できる限り1日で回答するように努力するが、1日で回答できない場合でも、受注者に対して次の段取りができるように「回答期限」の通知を1日で行う。

## 第7条（総合評価方式における提案内容の履行確保）

- 1 総合評価競争入札の手続において、受注者が提出した「技術資料」に記載した内容（以下「提案内容」という。）に関する「履行確保とペナルティ」については、その契約に係る「落札者決定基準」とおりとする。
- 2 受注者は、やむを得ない理由があるとして事前に発注者の文書による承諾を得たときは、提案内容と異なる内容を履行することができる。ただし、原則として、設計変更の対象としない。

## 第8条（低入札価格調査制度）

低入札価格調査を経て契約を締結した場合、受注者は、発注者が施工体制の確認、重点監督、労働安全体制の確認、厳密な検査の実施などのために実施する調査や安全パトロールなどに協力しなければならない。

## 第9条（「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」の実施）

- 1 土木工事標準積算基準書（京都市建設局）を適用する工事（ただし、単価契約による工事を除く。）で、主たる工種が屋外作業である工事は、「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領」※の対象工事であり、同要領に基づいて、現場管理費の補正を実施する（ただし、受注者が希望する場合に限る。）。
- ※ 京都市情報館監理検査課ホームページ「京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の施行について」参照  
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280460.html>)
- 2 受注者は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を希望する場合、契約後速やかに、監督職員にその旨を工事打合せ簿により示し、記録すること。また、施工計画書において、真夏日日数の集計方法、具体的な熱中症対策の内容について明記すること。
- 3 受注者は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を希望する場合、真夏日日数の集計結果（補正值の算出結果を含む。）（様式不問）及び実際に行った熱中症対策の状況写真（様式不問）を工事打合せ簿により発注者に報告すること。

## 2 契約に関する事項

### 第1条（設計図書の変更）

共通仕様書（1-1-1-15）に対する特記事項は以下のとおりである。

- 1 発注者は、設計変更が必要と認めるときは、その都度速やかに工事打合簿により、当該設計変更の内容等について受注者へ通知する。
- 2 設計変更により契約変更が必要となった場合には、工事請負契約書第21条又は第27条の規定により、遅滞なく手続を行う。ただし、軽微な設計変更に伴う契約金額の変更は、精算時等にまとめて行うことができる。
- 3 変更契約手続を文書により確実に行うようするため、工事の変更の際、文書による指示、協議がないものについては、契約変更の対象としない。
- 4 本市が発注する工事の変更については「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づいて設計変更を行う。

### 第2条（工事の一時中止）

共通仕様書（1-1-1-14）に対する特記事項は以下のとおりである。

発注者は、受注者が下記のとおり独自の判断により契約図書と相違する施工をした場合には、改善又はやり直しを命ずることがある。その際は、速やかに監督職員の指示に従うこと。

- 1 契約図書に違反して施工した場合
- 2 監督職員の指示に従わずに施工した場合
- 3 監督職員の指示を受けずに施工した場合
- 4 監督職員と協議をせずに施工した場合

これらには、施工後に報告又は協議を行った場合を含むものとする。

### 第3条（工事保険等）

受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を対象とする工事保険、火災保険その他の保険に加入し、その証券又は写しを速やかに監督職員に提示するものとする。

また、受注者は、当該監督官公署から労働者災害補償保険の加入証明を受け、その証明書又は写しを速やかに監督職員に提示するものとする。

### 第4条（法定外労災保険の付保）

受注者は法定外の労災保険に加入し、その証券又は写しを速やかに監督職員に提示するものとする。

### 第5条（1日未満で完了する作業の積算）

- 1 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる

根拠資料（日報、実際の費用が分かる資料等）を監督職員に提出すること。ただし、実際の費用が分かる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- 6 調整区分を「施工箇所点在」とする設計図書においては、1日未満積算基準「3. 判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、「積算参考資料（間接費補正一覧）」に示す施工箇所ごとに別箇所として取り扱う。

#### 第6条（工事実績情報サービス（C O R I N S）の変更登録）

共通仕様書（1－1－1－5）に対する特記事項は以下のとおりである。

受注者は、工期、現場代理人、主任技術者及び監理技術者のいずれかに変更が生じた場合、コリンズ（CORINS）の変更登録を行うこと。また、工事請負金額のみの変更の場合は、変更登録を必要としないが、技術者の専任義務の発生・解除が生じる工事請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）を跨ぐ金額変更の場合は、変更登録を行うこと。

#### 第7条（建設業退職金共済制度）

共通仕様書（1－1－1－4 1）に対する特記事項は以下のとおりである。

受注者は、建設業退職金共済制度の趣旨及び行政財政局管財契約部契約課の同制度推進依頼等に基づき、建設業退職金共済組合に加入し、発注者用掛金収納書（コピー不可、「工事名・発注者名（局名・工事担当課名）」を記載）を下記の「建設業退職金共済制度の掛金収納書」に貼り付け、特段の事情があると認められる場合を除き、原則、工事契約締結後1箇月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に工事担当課に提出（複数の工事を一括契約した場合は、工事ごとに「建設業退職金共済制度の掛金収納書」が必要）することとし以下による。ただし、他の工事のために購入し、余った共済証紙は、本工事で使用することができるが、使用した場合は、他の工事において交付された掛金収納書の写しと証紙受払資料等の写しにより、当該工事で使用できる証紙の在庫を示す資料を提出すること。

- 1 建設業退職金共済制度の対象となる労働者の共済手帳に、証紙を貼付すること。また、下請契約を締結する際には下請負業者に対して本制度の周知徹底を図ること。  
なお、下請負業者の規模が小さく管理事務の処理の面で万全でない場合は受注者がその事務を代行すること。
- 2 受注者において「建設業退職金共済制度の掛金収納書」の提出が不要な場合又は証紙が不要な場合は、特段の事情があると認められる場合を除き、原則、工事契約締結後1箇月以内にその理由を示す書類（様式自由）及びその理由に係る公的文書の写しを監督職員に提出すること。
- 3 下請負業者において証紙が不要な場合は、当該下請負業者から受注者宛てに辞退届（様式自由）及びその理由の分かる公的文書の写しを提出させ、特段の事情があると認められる場合を除き、原則、下請負契約締結後1箇月以内にその写しを監督職員に提出すること。
- 4 現場の状況に応じて「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を、工事事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に掲示すること。また、朝礼等の時に説明をするなど

して周知を行うこと。

- 5 工事完成時及び監督職員が提出を求めたとき、受注者は本制度の執行状況等の関係資料を監督職員に提出すること。

建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（シール）



※ 建設業退職金共済制度については、[「建設業退職金共済制度事業本部のホームページ」](#)を参照



## 建設業退職金共済制度の掛金収納書（電子申請方式） (共済契約者が発注者へ)

共済契約者番号								
共済契約者名 (法人または事業主氏名)								
JVの場合は 共同企業体名								

掛金収納書番号  
(お問い合わせの際は、この番号と共に契約者名をお知らせください。)

取納年月日

退職金ポイント購入額			
単価	購入日数	購入額	
310円 (中小企業用)		日	円
310円 (大手企業用)		日	円
合計		日	円

工事情報			
工事の区分			
	発注者名		
公共			
民間			
その他	元請契約の工事番号および工事名		
総工事費	□□□	円	
当該工事の退職金ポイント購入の考え方			

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。

税務処理には使用できません。

また、公共工事を請け負った場合には、発注官庁等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

電子印鑑

## 独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

## 建設業退職金共済制度の掛金収納書

発注者 殿

工事番号および工事名

[総工事費] 円

受注者(元請)

住 所

名 称

共済契約者番号

[共済証紙購入額] 円

### 掛金収納書提出用台紙

掛金収納書を貼る(契約者から発注者用)

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する□に✓をチェックして下さい)

□1. 発注者の指示のとおり

□2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

$$\begin{array}{ccc} \text{就労予定延人数} & & \text{販売価格} \\ \boxed{\phantom{000}} \text{人日} & \times & \boxed{\phantom{00000}} \text{円} \\ & & = \quad \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \end{array}$$

□3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

$$\begin{array}{ccccc} \text{総工事費} & & \text{購入率} & & \text{※加入率} \\ \boxed{\phantom{000000}} \text{人} & \times & \boxed{\phantom{0000}} & \times & \boxed{\phantom{00}} \% \\ & & 1,000 & & 70 \% \\ & & & & = \quad \boxed{\phantom{000000}} \text{円} \end{array}$$

□4. その他

購入額の根拠を記入

### 3 施工管理に関する事項

#### 第1条（地下埋設物件等（架空線及び橋梁添加物件を含む。）の事故防止）

- 1 受注者は、占用物件及び各種管理施設の位置について、設計図書並びに監督職員が提示する占用物件台帳・各種管理施設台帳などを照らし合わせて確認を行うものとする。

また、各種埋設物や水路等の構造物と交差している箇所については、干渉を防ぐため極端に浅くなる等、埋設深さが大きく変化している場合があるので、特に注意すること。

なお、確認の結果、台帳間の不整合等、疑義がある場合は、監督職員に報告すること。
- 2 工事の施工に当たり予想される地下埋設物件等は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認して現地にマーキングし、保安対策について十分な打合せを行い、事故の発生を防止すること。

なお、地下埋設物件等の管理者との現地立会を行った内容を書面に記載し、速やかに監督職員に報告し、確認を受けるものとする。
- 3 受注者は、事前に行った地下埋設物件等の管理者との現地立会の結果を、作業日の朝礼等で作業員等に周知すること。
- 4 受注者の責により、地下埋設物件等に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置を採り、受注者の負担により補修しなければならない。
- 5 地下埋設物件等に管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その措置については、占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

その結果、未使用の地下埋設物件等の処置を受注者が企業者から依頼を受けた場合は、文書により、その責任を明確にしておかなければならない。
- 6 上記の確認のために試掘が必要となった場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。
- 7 架空線の付近で工事をする場合は、事前に架空線管理者と事故防止対策について協議し、必要に応じて立会のうえ、事故の発生を防止すること。

なお、架空線管理者との現地立会を行った内容を書面に記載し、速やかに監督職員に報告し、確認を受けるものとする。

また、工事箇所に限らず、工事用道路や河川管理用通路等においても、架空線の下を重機が横断する等の事象が発生する場合には、同様に対応するものとする。

#### 第2条（所轄警察署等の関係機関協議）

工事期間、作業時間帯、道路占用形態などについて所轄警察署等の関係機関と協議を要する場合、受注者は協議に必要な資料等を作成し、監督職員に提出するとともに、監督職員から指示があれば、その協議に参加すること。また、週間(月間)工程表等の工事の進捗状況等に係る資料を作成し、工事に関係する機関に提出しなければならない。

#### 第3条（工事現場における点検）

共通仕様書（1－1－1－27）に対する特記事項は以下のとおりである。

工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに、速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。

#### 第4条（第三者所有地内等への立入り）

受注者は、第三者が所有する土地等に立ち入る必要が生じた場合は、事前に所有者等の承認を得なければならない。

#### 第5条（近隣施工）

- 1 工事区間に隣接して第三者が所有する施設がある場合は、施工方法について監督職員の承諾を得た後に、当該施設の所有者や関係機関等と現地立会のうえ、当該施設の位置、高さ、施設の状況等を確認し、施工方法について説明を行い、支障を及ぼさないようにすること。
- 2 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、所有者や関係機関等に連絡し、応急措置を採り、受注者の負担により、これを補修しなければならない。
- 3 特に、配電線及び送電線付近で作業をする場合は、事前に電力事業者と事故防止対策について協議すること。

#### 第6条（電子納品）

- 1 予定価格が3,000万円以上の工事（土木工事、舗装工事、造園工事）は、電子納品対象工事とし、それ以外の工事は、電子納品の対象とすることができるものとする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること。」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（工事編）（平成26年4月）【改訂版】：（以下「要領」という。）」に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督職員と協議のうえ、作成するものとする。

また、任意試行で電子納品を実施した場合、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。

- 2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R又はDVD-R）で正副2部提出するとともに、従来どおり紙媒体で1部提出するものとする（電子検査を実施する場合を除く。）。
- 3 本工事の電子納品の対象とする成果品は、次表のとおりである。詳細な実施範囲等については、工事着手までに監督職員と事前協議を行い、決定するものとする。

#### 電子納品対象成果品（工事写真、書類等、図面等）

- 4 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウィルス対策を行い、提出すること。

#### 第7条（電子検査）

成果品の検査は、紙媒体で行うことを原則とするが、最終請負金額が500万円を超える工事において情報共有システムを利用した場合、受注者発注者間の協議により、電子検査を実施することができる。

電子検査を実施することができる電子成果品は以下のとおりである。

なお、電子検査を実施した場合、当該成果品の紙媒体での提出は原則不要とする。

- 1 工事写真

電子検査を実施する場合、納品された電子成果品及び「代表写真帳」（※）を用いて検査を行うもの

とする。

※ 「代表写真帳」とは、工事の全体概要や当該工事で重要となる代表写真(デジタル写真管理情報基準に定める代表写真)等を紙媒体で取りまとめたもの

## 2 情報共有システムで処理した工事帳票

「工事打合簿」、「工事履行報告書」、「材料確認書」、「段階確認書」、「立会願」を電子検査の対象とする。ただし、工事打合簿に添付して提出される「出来形図書」(工事完成図を含む。)、「品質管理図書」については、紙媒体で検査を実施する。

電子検査を実施する場合、納品された電子成果品を用いて検査を行うものとするが、パソコン画面上での確認が必ずしも効率的でないものについては、事前に紙媒体に出力したものを利用し検査を行うものとする。

## 第8条（工事標示板の設置）

本工事の施工に当たっては、「道路工事現場における表示施設等の設置基準(平成18年3月31日改正)」に従い、下記に示す工事標示板を設置しなければならない。

また、工事標示板の標示内容は、事前に監督職員の承諾を得ること。

道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置に当たっては、下記の道路工事の標示板・道路標識「まわり道」及び参考（4）を参考とするものとする。

### (1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

### (2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

### (3) 発注者

発注者及びその連絡先を標示するものとする。

### (4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

### (5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。



(例) 道路工事の標示板



(例) 道路標識「まわり道」

主な工種と工事目的（標示例）は下表のとおりである。

工事種別	工事目的
舗装補修工事	傷んだ舗装をなおしています
舗装工事	騒音を少なくする舗装を行っています
歩道工事	傷んだ歩道をなおしています
歩道工事	歩道のバリアフリー化を行っています
歩道工事	歩道を広げる工事を行っています
道路維持工事	傷んだガードレール（標識、排水樹等）をなおしています
電線共同溝工事	電線類の地中化を行っています
橋梁補強工事	地震対策のため橋の補強を行っています
○○工事	△△バイパス（道路）の○○工事を行っています (○○: 橋梁、トンネル、舗装、盛土、切土、擁壁、水路等)

#### <備考>

##### ■ 道路工事の標示板

- 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「道路改良工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- 記載内容については事前に監督職員と協議確認すること。
- 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

## ■ 道路標識「まわり道」

- 1 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- 2 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

## ■ 防護施設の設置

車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする（参考（1）参照）。

## ■迂回路の標示

道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）参照）  
なお、標示板の設置に当たっては、様式2を参考とするものとする。

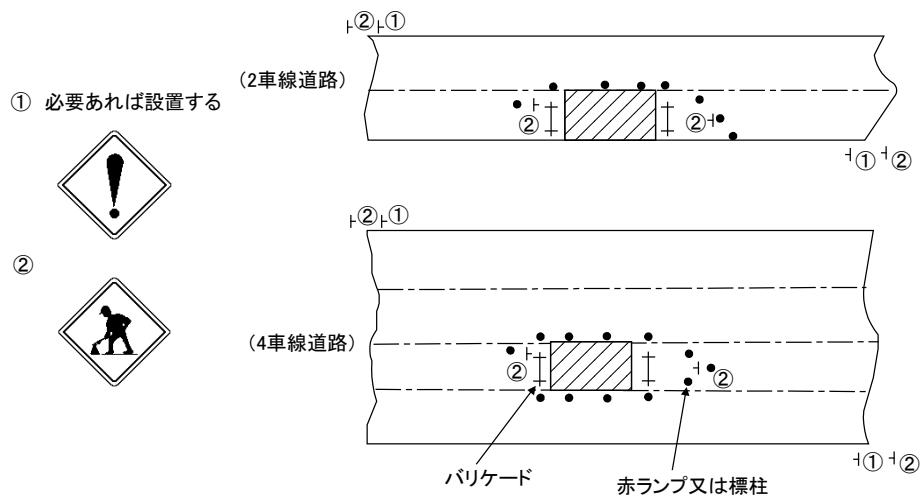
## ■ 管理

道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

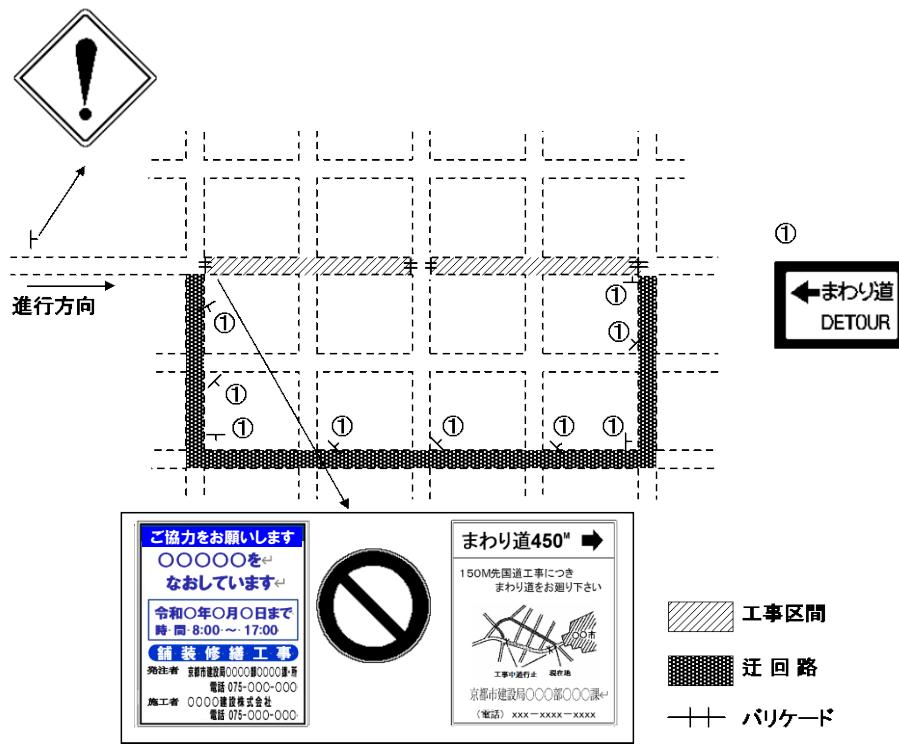
通行規制を行う2週間程度前に、工事区間周辺に工事予告看板及び迂回のお願い看板を設置すること。看板の設置箇所は、監督職員との打合せで決定するものとするが、渋滞状況や関係機関等の協議の結果によって増減する場合がある。

看板等は強風等で倒れないように堅固に設置すること。また、定期的（1週間に1度程度）、大雨、強風の後、工事休止前には必ず点検を行うこと。

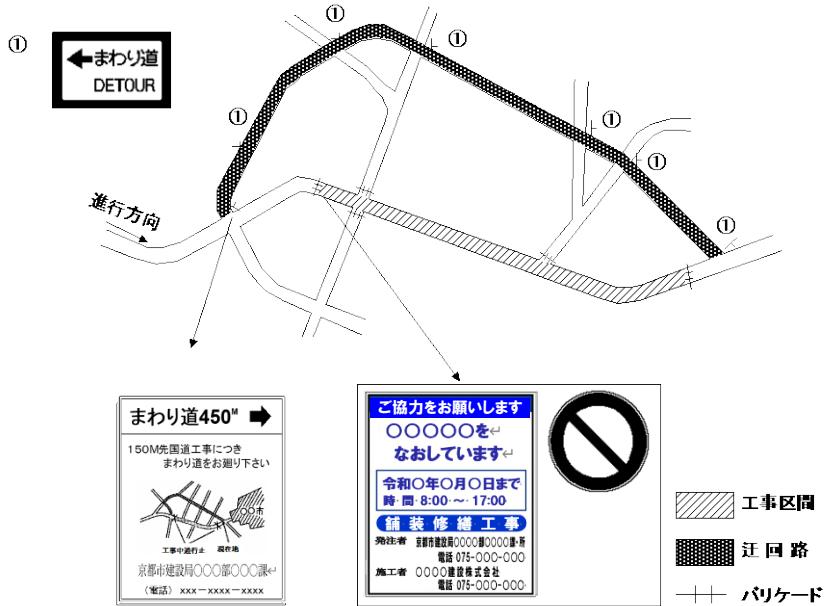
### 参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例



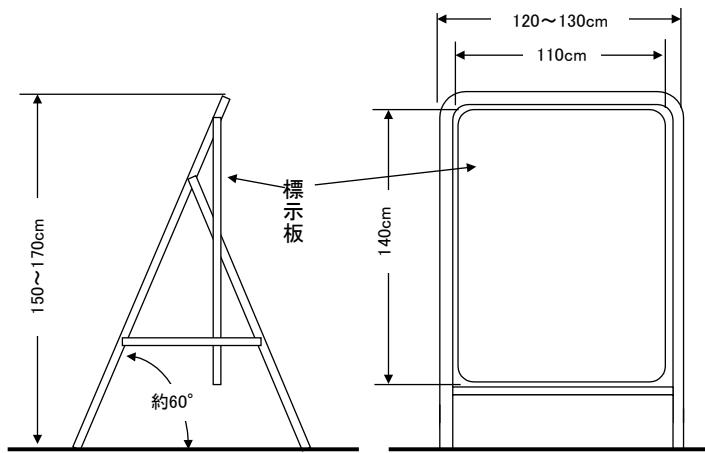
参考(2) 工事中迂回路の標示例（市街部の場合）  
(進行方向に対する標識の設置例を示す。)



参考(3) 工事中迂回路の標示例（地方部の場合）  
(進行方向に対する標識の設置例を示す。)



#### 参考(4) 設置方法の一例



#### 第9条（京都市水共生プランに係る広報）

京都市水共生プランの取組に位置付けられた、雨水流出抑制施設である透水性舗装を施工する箇所の近傍で公衆が見やすい場所に、下記の標示板を設置することとし、その旨を施工計画書に明記するものとする。

なお、京都市水共生プランに係る取組の実施項目については、[「京都市情報館河川整備課ホームページ（水共生プラン行動指針）」](#)を参照すること。



(例1) 透水性舗装に係る標示板



(例2) 透水性舗装に係る標示板

#### 第10条（工事現場における管理体制強化の再点検及び徹底）

本工事の施工に当たっては、テロ等の危険に関し、工事現場における安全確保に万全を期するよう管理体制の強化を図るなど、下記の事項に留意しなければならない。

- 1 安全確保のための点検を実施すること。
- 2 管理体制強化について確認を行うこと。
- 3 警察、消防、関係機関等と緊急時の連絡体制の確認を行うこと。
- 4 特に、大型連休前には再点検を行い、不審者の侵入、不審物の放置等が起きないよう、現場養生を行うこと。

#### 第11条（施工体制台帳）

共通仕様書（1-1-1-10）に対する特記事項は以下のとおりである。

- 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。
- 2 第1項の受注者は、工事における各下請負業者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、速やかに監督職員に提出しなければならない。
- 3 第1項の施工体制台帳及び第2項の施工体系図の作成及び書類の提出に当たっては、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（最終改正：令和3年3月5日国官技第319号、国営建技第16号）及び国土交通省の作成例等を参考にすること。

なお、警備業については建設業ではないが、現場の安全管理上、重要であることから、警備会社と下請契約を締結する場合は、施工体制台帳の作成及び施工体系図への記載を行うこと。

- 4 第1項の受注者は、次の号に掲げる書類の写しを施工体制台帳に添付し、速やかに監督職員に提出しなければならない。

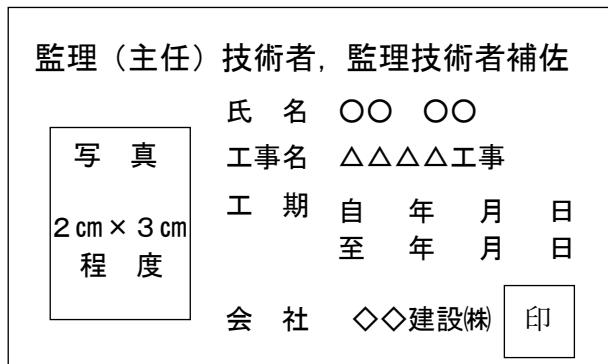
なお、警備業については、「下請契約書（又は発注書及び請書）」、「警備業法に基づく認定証」及び「主任技術者欄に記載する者が自社社員であり、雇用関係があることを証する書面」の写しを監督職員に提出すること。

（※(6)(7)は、監理技術者補佐を置いた場合に適用）

- (1) 下請契約書（2次以下の下請契約書も含む。）又は発注書及び請書  
(発注書及び請書による場合は、基本契約書又は基本約款の添付が必要である。)
- (2) 監理技術者資格を有することを証する書面
- (3) 当該監理技術者が作成建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることを証する書面
- (4) 主任技術者資格を有することを証する書面
- (5) 当該主任技術者が作成建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることを証する書面
- (6) 監理技術者補佐資格を有することを証する書面
- (7) 監理技術者補佐が作成建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があることを証する書面
- (8) 建設業法に基づく許可書等、建設業の許可を有することを確認できる書面の写し（元請業者及び全ての下請業者）
- (9) 作業員名簿の作成（元請負者及び全ての下請負者）

5 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請業者を含む。）及び元請業者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

(例) 名札



注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

6 第1項の受注者は、施工体制台帳、施工体系図及び第4項に掲げる添付書類に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

## 第12条（工事現場の現場環境改善等（率分））

共通仕様書（1-1-1-27）に対する特記事項は以下のとおりである。

受注者は、現場環境改善等(率分)の実施内容については、下表の中から選択し、実施するとともに、施工計画書に明記するものとする。実施内容は、下表の各計上項目から1内容ずつ(ただし、1つの計上項目は2内容)選択し、合計5つの内容を基本とする。

受注者は、現場環境改善等の実施に当たり、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め監督職員に提出するものとする。また、工事完成時には、現場環境改善等の実施写真を監督職員に提出するものとする。

「実施する内容」を選択するに当たっての留意点は以下のとおりとする。

① 本市では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」の一部改正に基づき、「現場の見える化」※を推進しており、計上項目「地域連携」からは「5. 見学会等の開催(イベント等の実施を含む)」を優先して検討すること。

なお、規模等の実施内容については、実施の可否も含め監督職員と協議のうえで決定すること。

※ 「現場の見える化」とは、品確法の一部改正に基づき、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の取組として、現場見学会等を開催し、現場の魅力を発信するものである。

② 本市では、「京都市建築物等における木材利用基本方針」に基づき、木材の積極的な利用を推進しており、本工事においては、「みやこ<sup>そまぎ</sup>桧木」※を使用した木製の工事標示板や工事用バリケード(以下「木製の安全施設」という。)を採用するよう検討すること。上記工事標示板については、「1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)」に該当するが、木製の安全施設以外で、再度「1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)」を選択することもできる。

また、工事標示板や工事用バリケード以外に木製とできるものについては、「みやこ杣木」を積極的に採用すること。

※ 「みやこ杣木」とは、京都市木材地産表示制度実施要綱第2条に規定する京都市認証木材のことという。納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杣木の出荷証明書」(同要綱第3条第3項)の原本又は写しを提出すること。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

③ 本市では、公共工事においても景観に配慮することが求められているため、工事現場内での養生や材料の雨除け等様々な場面で使用するシートについては、「OD※グリーン」色のシートを積極的に採用すること。ODグリーン色のシートについては、「地域とのコミュニケーション(9.社会貢献)」に該当するが、ODグリーン色のシート以外で、再度「9.社会貢献」を選択することもできる。

※ 「OD」とは濃黄緑色(olive drab)のこと。

なお、①～③については、現場環境改善等(率分)計上の有無にかかわらず、工事成績評定の検査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備、2.緑化・花壇、3.ライトアップ施設、4.見学路及び椅子の設置、5.昇降設備の充実、6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む。)、2.労働者宿舎の快適化、3.デザインボックス(交通誘導員待機室)、4.現場休憩所の快適化、5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、2.盗難防止対策(警報機等)、3.避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表、4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む。)、5.見学会等の開催(イベント等の実施含む。)、6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、7.パンフレット・工法説明ビデオ、8.地域対策費等(地域行事等の経費を含む。)、9.社会貢献

### 第13条（後片付け）

共通仕様書（1-1-1-29）に対する特記事項は以下のとおりである。

- (1) 日々の作業終了後に工事箇所を交通開放する等、第三者の通行や立入りがある場合、受注者は危険物や凶器となり得るものを工事箇所に放置せず、安全対策を講じて通行者や通行車両等の安全を確保するとともに、現場の整理整頓を行うこと。
- (2) 工事の完成に際しては、工事箇所や周辺の清掃を行い、不要な残材等がある場合は監督職員に確認を受けたうえで適正に処理・処分すること。

### 第14条（工事関係車両による道路汚損の防止）

工事関係車両のタイヤ等に付着した土砂等により、一般車両が通行する道路を汚すことがないよう、

工事関係車両のタイヤ等を清浄にするとともに、道路を汚した場合は、受注者の責任清掃を行うこと。

#### 第15条（工事用道路等における敷き鉄板について）

工事用道路等における敷き鉄板について、設計図書で定めがない場合は、鋼板とする。

#### 第16条（デジタル工事写真の小黒板情報電子化について）

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員から打合せ簿による承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

##### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3-(2) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

##### 【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子対応ソフトウェア、(一社) 施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban/>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例から選定に限定するものではない

##### 2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和5年8月）「3-(2) 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

##### 3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和5年8月）及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、同条2. に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和5年8月）「3-(9)電子媒体に記録する工事写真」及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

#### 4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

##### 【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban/>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

## 4 品質管理に関する事項

### 第1条（無筋・鉄筋コンクリート）

共通仕様書（第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート）に対する特記事項は以下のとおりである。

- 1 受注者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面積が25m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただし、PCは除く。）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時（埋戻し前）にテストハンマーによる強度推定調査を実施するものとする。
- 2 テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施するものとする。
- 3 受注者は、調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施しなければならない。
- 4 測定方法については、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法（JSCE-G504）」により実施するものとする。
- 5 受注者は、テストハンマー強度推定調査を実施する場合は事前に段階確認に係る報告を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。  
また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- 6 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を提出するものとする。  
なお、様式については後掲の「テストハンマーによる強度推定調査表」を参照とする。

### 第2条（圧縮強度試験による確認）

共通仕様書（第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート）に対する特記事項は以下のとおりである。

- 1 受注者は、テストハンマーによる強度推定調査の再調査の平均強度が所定の強度が得られない場合、若しくは1箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、所定の強度が得られない箇所の付近において原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施しなければならない。  
なお、本調査については工事請負契約書第19条によるものとする。
- 2 受注者は、コアを採取する場合は、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行い、採取位置、供試体の抜き取り寸法等について監督職員と協議するものとする。
- 3 受注者は、コアの抜き取り及び圧縮強度試験については、「コンクリートからのコア及び梁の抜き取り方法並びに強度試験法（JIS A 1107）」により実施するものとする。
- 4 受注者は、圧縮強度試験を実施する場合は、事前に段階確認に係る報告を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。  
また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- 5 受注者は、圧縮強度試験を実施した結果を提出するものとする。  
なお、様式については後掲の「テストハンマーによる強度推定調査表」を参照とする。

### 第3条（ひび割れ発生状況の調査）

共通仕様書（1-3 無筋・鉄筋コンクリート）に対する特記事項は以下のとおりである。

- 1 受注者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）内空断面積が25m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工（ただし、PCは除く。）、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門の施工完了時にひび割れ発生状況の調査を実施しなければならない。
- 2 調査方法は、0.2mm以上のひび割れ幅について展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出するものとする。  
また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングするものとする。
- 3 受注者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を提出するものとする。  
なお、様式については後掲の「ひび割れ調査票」を参照すること。

### 第4条（レディーミクストコンクリート単位水量測定）

共通仕様書（1-3 無筋・鉄筋コンクリート）に対する特記事項は以下のとおりである。

本工事においてレディーミクストコンクリート使用量が1日当たり100m<sup>3</sup>以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（以下「測定要領」という。）に基づき、単位水量の測定を実施するものとする。

測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとし、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「5. 測定頻度」及び「6. 管理基準・測定結果と対応」により実施することとする。

なお、測定要領については近畿地方整備局のホームページを参照すること。

※ 国土交通省近畿地方整備局土木工事請負必携「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」参照

### 第5条（コンクリートの水セメント比）

共通仕様書（1-3-3-3）に対する特記事項は以下のとおりである。

本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては5.5%以下、無筋コンクリートについては、6.0%以下とするものとする。ただし、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。本工事でコンクリート（18-8-40BB）を指定している場合で、18-8-40BBと21-8-40BBの単価が基準適用年月時点と同じ場合は、18-8-40BBを21-8-40BBに読み替えるものとする。

また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

### 第6条（鉄筋コンクリート構造物のスランプ等）

共通仕様書（1-3-3-3）に対する特記事項は以下のとおりである。

本工事に使用する現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工に当たっては「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」（平成29年3月流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会）を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込

み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するとともに、スランプ値の変更の必要性が認められる場合は、監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

なお、ガイドラインについては、国土交通省のホームページを参照すること。

※ 国土交通省「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」参照

#### 第7条（アスファルト試験の実施機関）

共通仕様書（3-2-6-3）に対する特記事項は以下のとおりである。

上記に基づき採取したアスファルトの切取供試体については、次の試験機関のうちから受注者が任意で選択のうえ、試験を依頼するものとする。ただし、受注者又は下請業者が試験機関の場合は、試験結果の客観性を確保する観点から、別の試験機関に依頼するものとする。あわせて、アスファルト混合物の製造者が試験機関の場合においても同様に、別の試験機関に依頼するものとする。

<試験機関の一覧>

名 称	明清建設工業 (株)技術部	(株)プレミック アス	玉井建設(株)	前田道路(株) 淀合材工場	光アスコン(株)
所在地	長岡京市 神足落述	長岡京市 勝龍寺近竹1	宇治市 槇島町二十四	長岡京市 勝龍寺蔵道 13	京都市伏見区 横大路千両松 町78番地
連絡先	TEL 075-951-4671 FAX 075-951-2312	TEL 075-952-3131 FAX 075-952-3133	TEL 0774-21-7617 FAX 0774-21-7618	TEL 075-953-1155 FAX 075-953-1158	TEL 075-601-2311 FAX 075-611-1859
受付時間	平日 8:00～17:00	平日 8:00～16:30	平日 8:00～17:00	平日 8:00～17:00	平日 8:00～17:00

#### 第8条（アスファルト舗装における試験の手続き）

共通仕様書（3-2-6-3）に対する特記事項は以下のとおりである。

受注者は、試験機関にアスファルト舗装の試験を依頼する場合、次の資料を添えて依頼するものとする。

(1)切取供試体

(2)日常管理報告書

ただし、アスファルト混合物事前審査委員会が認定したアスファルト混合物を使用する場合は、事前審査認定アスファルト混合物（新規混合物）又は（再生混合物）総括表とする。

試験機関は、試験終了後、速やかに報告書を作成のうえ、依頼した受注者に報告書を交付するものとする。

受注者は、試験完了後、試験機関から報告を受理した場合、その結果の把握に努めるとともに、速やかに、当該報告書を添えて監督職員に報告するものとする。

## 第9条（アスファルト混合物事前審査認定書）

共通仕様書（3-2-6-3）に対する特記事項は以下のとおりである。

アスファルト混合物事前審査制度認定書による場合の「品質管理基準」は次表のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
アスファルト舗装	材 料	必 須	土木施工管理基準 「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出
		その他	土木施工管理基準 「品質管理基準」の全項目	
	プラント	必 須	配合試験	土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による（注）
			混合物のアスファルト量抽出 混合物の粒度分析試験 温度測定（混合物）	
		必 須	基準密度の決定	事前審査による認定書の提出

注) 監督職員からの指示があった場合は、試験結果一覧表を提出するものとする。

なお、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されていない加熱アスファルト混合物を使用する場合、受注者は、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明資料、試験成績書の提出及び配合設計、試験練りを行い、その結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。

## 第10条（工事材料資料の提出）

- 受注者は、設計図書に規格・寸法を明示した工事材料については、その材料を使用するまでに、図面、品質規格証明書類、カタログ等の資料を監督職員に提出し、受理されなければならない。
- 受注者は、設計図書に規格・寸法を明示した工事材料と異なる材料を使用する場合、その材料を使用するまでに、図面、品質規格証明書類、カタログ等の資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
- 上記1及び2の材料について、監督職員が臨場等による確認を求めた場合、受注者はこれに応じなければならない。



テストハンマーによる強度推定調査表（1）

工事名	
受注者名	
構造物名	(工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和 年 月 日		
適用仕様書			
コンクリート の種類			
コンクリートの 設計基準強度	N/mm <sup>2</sup>	コンクリートの 呼び強度	N/mm <sup>2</sup>
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から km		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他 ( )		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他 ( )		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他 ( )		
構造物位置図（1／50000を標準とする。）			

テストハンマーによる強度推定調査票（2）

構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)

一般図、立会図等

テストハンマーによる強度推定調査票（3）

構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)

全景写真



テストハンマーによる強度推定調査票（4）

構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)

調査箇所	①	②	③	④	⑤
推定強度 (N/mm <sup>2</sup> )					
反発硬度					
打撃方向 (補正值)					
	( )	( )	( )	( )	( )
乾燥状態 (補正值)	・乾燥	・乾燥	・乾燥	・乾燥	・乾燥
	・湿っている。	・湿っている。	・湿っている。	・湿っている。	・湿っている。
	・濡れている。	・濡れている。	・濡れている。	・濡れている。	・濡れている。
( )	( )	( )	( )	( )	
材齢	日	日	日	日	日
	( )	( )	( )	( )	( )
推定強度結果の最大値					N/mm <sup>2</sup>
推定強度結果の最小値					N/mm <sup>2</sup>
推定強度結果の最大値と最小値の差					N/mm <sup>2</sup>

テストハンマーによる強度推定調査票（5）

構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)

強度測定箇所

テストハンマーによる強度推定調査票（6）  
— コア採取による圧縮強度試験 —

コンクリートの圧縮試験結果

材齢 28 日圧縮強度試験	1 本目の試験結果	
同	2 本目の試験結果	
同	3 本目の試験結果	
同	3 本目の平均値	
〔備考〕		



## ひび割れ調査票（1）

工事名	
受注者名	
構造物名	(工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和 年 月 日		
適用仕様書			
コンクリート の種類			
コンクリートの 設計基準強度	N/mm <sup>2</sup>	コンクリートの 呼び強度	N/mm <sup>2</sup>
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から km		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他 ( )		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他 ( )		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他 ( )		

構造物位置図（1／50000を標準とする。）

ひび割れ調査票（2）

構造物一般図

ひび割れ調査票（3）

ひび割れ	有、無	本数：1～2本、3～5本、多数	
		ひび割れ総延長 約 m	
		最大ひび割れ幅（○で囲む。）	
		0.2 mm以下、0.3 mm以下	
		0.4 mm以下、0.5 mm以下	
		0.6 mm以下、0.8 mm以下	
		_____ mm	
		発生時期（○で囲む。）	
数時間～1日、数日、数10日以上、不明			
規則性：有、無			
形態：網状、表層、貫通、表層 or 褐通			
方向：主鉄筋方向、直角方向、両方向、鉄筋とは無関係			

ひび割れ調査票（4）

ひび割れ発生状況のスケッチ図

ひび割れ調査票（5）

構造物名 (工種・種別・細別等構造物が判断できる名称)

構造物一般図

## 5 環境対策に関する事項

### 第1条（低騒音型及び超低騒音型の使用）

共通仕様書（1-1-1-31）に対する特記事項は以下のとおりである。

工事施工箇所が「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第57号）に基づき騒音、振動を防止することにより地域住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域である場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械の使用原則を図る地域ではない場合であっても、地域住民の生活環境を保全するため必要がある場合には、監督職員と協議するものとし、低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械を使用するものとする。

なお、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない。）は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

また、低騒音型建設機械を使用する場合は、施工現場において使用する建設機械の「新基準'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため、建設機械メーカーに確認し、新基準'97ラベルに貼替えを行うこと。



参考図

低騒音型建設機械指定ラベル  
('97基準ラベル)



参考図

超低騒音型建設機械指定ラベル  
('97基準ラベル)

### 第2条（排出ガス対策型建設機械）

共通仕様書（1-1-1-31）に対する特記事項は以下のとおりである。

受注者は、工事において、下表に示す建設機械について排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。



1次基準ラベル



2次基準ラベル



3次基準ラベル

参考図 排出ガス対策型建設機械指定ラベル（一般工事用）

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。  ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

### 第3条（夜間作業における騒音に係る基準の遵守）

共通仕様書（1－1－1－31）に対する特記事項は以下のとおりである。

受注者は、「共通仕様書」に示す環境対策を講じるとともに、本市の騒音の基準をよく理解して、周辺の生活環境の保全に努めること。

また、資材や土砂の仮置き場等の選定に当たっては、「京都府環境を守り育てる条例施行規則」別表第12「作業の騒音の制限に係る基準」を踏まえ、発注者受注者間で協議を行い、その内容を工事打合簿に記録すること。

※ 本市の騒音の基準は、京都市環境政策局が発行の「騒音と振動のてびき（京都市環境政策局）」（以下「てびき」という。）を参照（作業の騒音の制限に係る基準はてびき8ページ）とすること。

### 第4条（騒音振動対策）

本工事に「舗装版破碎工」、「道路打換え工」及び「構造物とりこわし工」が計上されている場合で、設計図書に特に指定のない場合は、騒音振動対策を必要とする。

## 6 建設副産物に関する事項

### 第1条（再生資源利用〔促進〕計画書（実施書））

共通仕様書（1-1-1-19）に対する特記事項は以下のとおりである。

#### 1 再生資源利用〔促進〕計画書の作成について

受注者は、工事の請負金額が100万円以上である場合は、該当する搬入資材及び建設副産物の搬出の有無にかかわらず、工事着手前に建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」（以下「計画書」という。）を作成、登録のうえ、速やかに監督職員に提出し、その内容を説明するものとする。また、作成した計画書は工事完成後5年間保存するものとする。

※ 建設副産物情報交換システム（COBRIS）は[「建設副産物情報センターのホームページ」](#)を参照

#### 2 再生資源利用〔促進〕計画書の掲示について

##### （1）再生資源利用計画書

受注者は、500m<sup>3</sup>以上の土砂、500t以上の碎石、200t以上の加熱アスファルト混合物のいずれかを搬入する場合は[「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」](#)（以下「再生資源省令」という。）に基づき、「再生資源利用計画書」を公衆の見やすい場所（計画の内容を記録した電磁的記録を工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法も可）に掲示しなければならない。

##### （2）再生資源利用促進計画書

受注者は、500m<sup>3</sup>以上の建設発生土、または、合計200t以上のアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材のいずれかを搬出する場合は[「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」](#)（以下「指定副産物省令」という。）に基づき、「再生資源利用促進計画書」を公衆の見やすい場所（計画の内容を記録した電磁的記録を工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法も可）に掲示しなければならない。

##### （3）掲示様式

上記（1）（2）の掲示様式は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）の現場掲示様式を基本とし、[「国土交通省ホームページ」掲載の様式](#)も使用可とする。

#### 3 建設発生土の搬出に関する関係法令の手続の確認について

##### （1） 受注者は、500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する場合は、指定副産物省令に基づき、事前に以下のa～dの事項を確認したうえで、その確認結果を書面（確認結果票）に記載し、計画書を作成しなければならない。

確認結果票の様式は[「国土交通省ホームページ」掲載の「別添2 確認結果票作成に当たっての解説（様式を含む）（令和5年5月訂正版）」](#)とする。

- a. 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がさ

れていること。

以下の①～③については、監督職員に確認のうえ記載すること。

①本工事は、土地の形質の変更が3,000m<sup>2</sup>未満であるため、届出を要しない工事である。

②本工事は、届出を行った結果、土壤調査は必要なしと判断された。

③本工事は、3,000m<sup>2</sup>以上であるものの、土壤汚染対策法施行規則第25条（届出を要しない工事）に該当する。

b. 搬出先が設計書で指定された施設であること。

c. 搬出先が有している土砂条例の許可、届出の種類及び許可番号等。

d. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条6項の許可施設として搬出する場合、許可、届出の種類及び許可番号等。

(2) 受注者は、計画書を作成したときは、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに(1)により作成した書面の内容を通知するものとする。これらの内容に変更があったときも、同様とする。

(3) (1)により作成した書面は計画書の一部として、計画書と同様、作成時に発注者へ提出し、内容の変更時に発注者へ報告するものとする。また、公衆の見やすい場所に掲示し、工事完成後5年間保存するものとする。

#### 4 搬出先からの建設副産物受入確認書（受領書）の交付について

(1) 受注者は、指定副産物省令に基づき作成した計画書（注1）に記載した搬出先へ建設発生土を搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る元請業者等）に対し、以下の必要事項を記載した建設副産物受入確認書（受領書）の交付を求めるものとする。

（注1：500m<sup>3</sup>以上の建設発生土、または、合計200t以上のアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材のいずれかを搬出する場合）

・種類： 搬出先の利用種別（「盛土利用等」、「一時堆積」）

　　土質区分（第1種建設発生土）～（第4種建設発生土）

・処分量：処分量及び土量算定の状態（「地山量」、「締固め量」、「ほぐし土量」）

※ 建設副産物受入確認書（受領書）の様式は工事関係書類作成マニュアル（案）参考様式集を参照

(2) 受注者は、搬出先から建設副産物受入確認書（受領書）の交付を受けたときは、建設副産物受入確認書（受領書）に記載された搬出先の名称及び所在地が計画書と一致することを確認するとともに、建設副産物受入確認書（受領書）又はその写しを工事完成後5年間保存するものとする。

#### 5 搬入元への建設副産物受入確認書（受領書）の交付について

受注者は、再生資源省令に基づき作成した計画書（注2）に記載した搬入元から建設発生土を搬入したときは、以下の必要事項を記載した建設副産物受入確認書（受領書）を速やかに交付しなければならない。

（注2：500m<sup>3</sup>以上の土砂、500t以上の碎石、200t以上の加熱アスファルト混合物のいずれかを搬入する場合）

・種類： 搬出先の利用種別（「盛土利用等」、「一時堆積」）

## 土質区分（第1種建設発生土）～「第4種建設発生土」

- ・処分量：処分量及び土量算定の状態（「地山量」、「締固め量」、「ほぐし土量」）

## 6 再生資源利用〔促進〕実施書の作成について

受注者は、工事の請負金額が100万円以上である場合は、該当する搬入資材及び建設副産物の搬出の有無にかかわらず、工事完成後速やかに建設副産物情報交換システム（COBRIS）により「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」（以下、「実施書」という。）を作成し、記載内容について監督職員に確認を得たうえで、その写しを監督職員に1部提出するものとする。また、作成した実施書は工事完成後5年間保存するものとする。

※ 建設副産物情報交換システム（COBRIS）は[「建設副産物情報センターのホームページ」](#)を参照

## 第2条（再生資材の利用）

共通仕様書（1-1-1-19）に対する特記事項は以下のとおりである。

工事で使用する再生資材は、下表のとおりとする。ただし、再生資材の使用が製造工場の都合等により困難な場合については、監督職員と協議のうえ新材とするものとし、設計変更の対象とする。

再 生 資 材			備 考
資 材 名	規 格	総称記号	
再生クラッシャーラン	C-40(30)	RC-40(30)	A s塊再生品 (RC-40(30))
			C o塊再生品 (CRC-40(30))
			A s塊 C o塊 ミックス再生品 (MRC-40)
再生粒度調整碎石	M-30(40)	RM-30(40)	A s塊再生品 (RM-30(40))
			A s塊・C o塊 ミックス再生品 (MRM-30)
再生加熱アスファルト 安定処理混合物	アスファルト 安定処理	REAsSoS	A s塊再生品 (REAsSoS)
			A s塊・C o塊 ミックス再生品 (MREAsSoS)
再生加熱アスファルト 混合物	粗粒度アスコン	REAsC	
	密粒度アスコン	REAsD	
	細粒度アスコン	REAsF	

なお、再生資材を使用する場合は、どろ・ごみ・不純物（タイル、レンガ等）・有害物質等が含まれていないこと、及び下記等により品質が適正なものであるかを確認のうえ使用するものとする。

- 1 上表の再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧（平成22年度版）」によるものとする。ただし、ミックス再生品（MRC-40、MRM-30）については、下記の「再生混合材について」にも留意すること。
- 2 ミックス再生品による再生加熱アスファルト安定処理混合物（MREAsSoS）の品質基準等については、下記の「再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材について」によるものとする。
- 3 再生クラッシャーランを小型構造物の基礎材及び裏込材として使用する場合は、JISA5001に規定

する粒度分布の範囲のものを使用するものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。

## 再生混合材について

### 1 品質基準について

**再生混合材の暫定品質基準**

再 生 混 合 材 料 名		再生混合1 (MRM-30)	再生混合2 (MRC-40)
舗装種別		アスファルト舗装	
通骨 貨材 百分率 分試 驗 (%)	37.5 mm		95~100
	31.5 mm	95~100	
	19.0 mm	60~90	50~80
	13.2 mm		
	4.75 mm	30~65	15~45
	2.36 mm	20~50	5~30
	1.18 mm		
	0.425 mm	10~30	
	0.075 mm	2~10	
単位体積重量 (kg/m³)			
量比 試重 驗給 水	表乾比重		
	カサ比重		
	絶乾比重		
	給水量 (%)		
スリヘリ減量 (%)		50以下	50以下
特テコ 性ンン シシ  ス	液性限界 (%)		
	塑性限界 (%)		
	塑性指数 Ip	4以下	6以下
特締 性固 め	最大乾燥密度 (t/m³)		
	最適含水比 (%)		
修正CBR (%)		80以上	30以上

### 2 配合割合

再生混合材にかかる配合割合は、下表のとおりとする。

再生混合路盤 の種類 骨材	上層路盤材 MRM-30	下層路盤材 MRC-40
アスファルト再生骨材	25~55%	25~65%
コンクリート再生骨材	55~25%	65~25%
碎石	—	—
スクリーニングス	20%	10%

## 再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材について

### 1 品質基準について

「再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材の暫定品質基準（案）」

品質管理項目		MREAsSos（再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材）	
		コンクリート再生骨材	アスファルト再生骨材
骨材フリイ 分け試験 質量通貨 百分率(%)	3 7. 5 mm		9 5 ~ 1 0 0
	1 9. 0 mm		5 0 ~ 1 0 0
	2. 3 6 mm		2 0 ~ 6 0
	0. 0 7 5 mm		0 ~ 1 0
比重・吸水率 %			
洗い損失量 %			5 以下
すりへり減量 %		5 0 以下	
注1 安定性 %			
軟 石 量 %			
偏平・細長量 %			
塑性指数 (PI) %		9 以下	9 以下
アスファルト被膜剥離			
旧アスファルト含有量 %			3. 8 以上
旧アスファルト針入度 1/10mm			2 0 以上
旧アスファルト軟化点 °C			
マーシャル安定度 kg		3 5 0 以上	
フロー値 1/10 mm		1 0 ~ 4 0	
空隙率 %		3 ~ 1 2	
残留安定度 %		7 5 以上	
標準アスファルト量 %		4. 0 以上	
基 準 密 度 t/m3		2. 3 0 以上	
外 観 等		◎再生骨材には、どろ・ごみ・不純物（タイル、レンガ等）・ 有害物質等含んではならない。 ◎破碎にはインパクトクラッシャを使用し、再生骨材に偏平・ 細長がないこと。	

注1 安定性については基準を設けないが、橋梁及び山間部等凍結融解の影響を強く受ける箇所には原則として使用しないこと。

配合設計に係る工場検査を実施すること。

碎石及びスクリーニングスの品質管理については、『舗装設計施工指針』によること。

### 2 配合割合

再生混合加熱アスファルト安定処理路盤材にかかる配合割合は、下表のとおりとする。

骨 材 の種類	MREAsSos (再生混合アスファルト安定処理)
アスファルト再生骨材	3 0 ~ 9 %
コンクリート再生骨材	0 ~ 2 1 %
碎 石	7 0 %

## 7 その他共通特記事項

### 第1条（公共事業労務費調査に対する協力）

- 1 本工事が本市等の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し本市等に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を本市等が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請業者を含む。)が、前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

### 第2条（京都府鴨川条例の遵守）

- 1 本市が発注する工事においては、京都府鴨川条例第16条に基づき、鴨川等の区域のうち京都府知事が定める区域への自動車又は原動機付自転車の乗入れを禁止する。
- 2 施工上、前項の区域に乗入れが必要な車両については、あらかじめ河川管理者へ乗入れに係る申請を行い、承認を受けた場合に限り乗り入れができる。ただし、承認を受けた車両を工事範囲へ乗り入れる際には、必ず、フロントガラス等の第三者が見やすい場所に承認書を掲示すること。

### 第3条（通行規制情報）

本市の発注する工事において、京都市道路工事調整会規約施行細則第12条に掲げる幹線道路の車線を通行規制する必要がある場合は、警察と協議のうえ、必要と判断される場合は、財団法人日本道路交通情報センター(以下「JARTIC」という。)等へ前週の金曜日午後5時までに、監督職員の確認を得たうえで、下記の「連絡票」を用いてFAX送信すること。

なお、JARTIC以外の送付先は、連絡票に記載のとおりとする。また、送信した連絡票と期間・時間帯・区間その他通行規制内容の変更が生じた場合は、判明次第速やかにJARTIC等の連絡先へFAX又は電話連絡すること。



## 幹線道路通行規制（予定・変更）連絡票

令和 年 月 日

※幹線道路での車線規制工事の予定を連絡するものであり、天候その他で変更が生じることがある。

※上記を変更する場合は、判明次第、改めて上記センタ二へ連絡（FAX又は電話）する。

○をレターフォントで記載する。また、何処かに記載するかが分かるよう記載する。

※連絡先は、担当課名・FAX番号等を修正記入して使用すること。